

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、わが国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化・低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされています。

こうした中、犯罪被害者が事件の当事者でありながら刑事司法から除外されていることをはじめ、犯罪被害者とその家族は一生立ち直れないほどの痛手を受けていながら、社会的に放置されて孤立し、十分な支援体制もなく、きわめて深刻な状態に置かれ、精神的・経済的な苦痛を強いられています。

わが国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を図るもので、被害者の利益養護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、相当な人権保障が行われています。この取り扱いは明らかに公平を欠くものと言わざるを得ません。

治安が悪化し多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱き、国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが正当な権利と位置づけ、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務であります。

よって、国におかれましては、次の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望いたします。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復を行える制度を確立すること
- 4 被害者救済のため、被害者基本法を制定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年9月22日

内閣総理大臣 小泉純一郎様  
総務大臣 麻生太郎様  
法務大臣 野沢太三様  
財務大臣 谷垣禎一様  
厚生労働大臣 坂口力様  
国家公安委員会委員長 小野清子様  
警察庁長官 漆間巖様

宝塚市議会議長 梶本克一

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られたが、部分的な改善にとどまっている。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となっている。

よって、国におかれでは、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月17日

兵庫県龍野市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
国家公安委員長  
警察庁長官

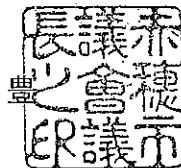
} 宛



赤議第70号  
平成16年9月28日

兵庫県明石市桜町13-6  
全国犯罪被害者の会（あすの会）  
代表幹事 岡村勲様  
会員 曾我部とし子様

兵庫県赤穂市議会  
議長 米谷



請願の議決結果について（通知）

平成16年8月31日受理しました請願は、平成16年9月28日開催の第3回定例会において、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 件名 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する件  
2 結果 採択

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める要望書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。このような状況の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち直れないほどの痛みを受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は、社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という平成2年の最高裁判所の判決が我が国の犯罪被害者がおかれている立場を明確にしています。これに対し、加害者には医療費、食料費、生活管理費及び国選弁護報酬費などはるかに高額な公費を国家が負担しています。このように「加害者の権利」だけが保護される極めて不公正な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活保障・精神的支援など被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。

よって、下記のことを強く要望いたします。

### 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4 被害者救済制度を確立すること。

平成16年10月6日

姫路市議会議長

西 村 智 夫

平成16年12月27日

意見書案第 7 号

# 原案可決

## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、川西市議会会議規則（平成4年川西市議会規則第1号）第13条の規定により提出いたします。

平成16年12月27日提出

川西市議会議員

安田末廣

横谷弘務

安田忠司

住田由之輔

中礼思無哉

吉田進

向井陽子

## 犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、犯罪件数が年々増加しており、その内容も凶悪化・低年齢化傾向にあるなど、極めて憂慮する状況にあります。

こうした中で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の公費負担がなされている一方で、深刻な痛手を被った多くの犯罪被害者とその家族は社会的に放置され、精神的、経済的な苦痛を強いられています。

近年、犯罪被害者の懸命な努力により、そうした方々を支援する団体も結成されるなど、社会的な関心が高まる中で、平成12年5月には「犯罪被害者保護関連法」が制定され、さらには、第161臨時国会において、「犯罪被害者基本法」の成立を見たところであります。

しかしながら、当該基本法では、犯罪被害者のための施策について、国や自治体、国民の責務を明らかにして、犯罪被害者の権利保護を図るとされてはいるものの、現時点においては、国と地方の役割分担なども明確ではなく、また、取り組むべき主な対策も示されてはおりますが、その具体的な内容に関しては、今後に委ねるとされております。

国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を守り、医療や生活を補償し、精神的支援などの被害回復に必要な救済制度を早期に拡充することは、まさに国の責務であります。

よって、当市議会は、国が、早急に下記の事項について措置されるよう、強く要望いたします。

### 記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現するとともに、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。

- 2 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度(付帯私訴)を確立すること。
- 3 犯罪被害者基本法に定められた対策等について、早急にこれを具現化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年12月27日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
国家公安委員会委員長  
警察庁長官

} あて

川西市議会議長  
志水 隆司

相市会第 259 号の 2  
平成 16 年 9 月 22 日

全国犯罪被害者の会（あすの会）  
代表幹事 岡 村 熱 様  
会 員 曾我部 とし子 様

相生市議会議長  
奥 本 巳 雄  


犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を  
求める請願書について（通知）

平成 16 年 8 月 30 日付を以って提出のありましたみだしの請願書につきましては、平成 16 年 9 月 7 日開会の第 4 回定例市議会において受理され、総務常任委員会において慎重審理の結果採択され、平成 16 年 9 月 22 日開会の第 4 回定例市議会において別添意見書案が採択され、9 月 22 日付けを以って関係機関へ送付いたしましたので、この旨ご通知申し上げます。

## 意見書第九号

### 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を 求める意見書

わが国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、平成十二年「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、一定の成果は見られるものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだ不十分なものである。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くよう現状にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、総合的に被害者を支援する制度等の確立が急務となつてゐる。

よつて、国におかれでは、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、被害回復のための法的、経済的、精神的な支援制度を抜本的に拡充するとともに、刑事訴訟手続に参加する制度等について早急に検討するなど、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に向けて全力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月八日

奈良県議会

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

犯罪被害者が事件の当事者でありながら、我が国では、「刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない。」という平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族は、刑事司法の当事者の立場から除外されているなど、長い間、社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる犯罪被害者保護関連二法が制定されるなど一定の前進が見られているが、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

治安が悪化し、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている現状にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、被害者を総合的に支援する制度等の確立が急務となっている。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、次の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月23日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
国家公安委員長  
警察庁長官

発議第4号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書案

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書を内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、国家公安委員長及び警察庁長官あて提出するものとする。

平成16年7月2日提出

提出者 和歌山市議会議員

貴志啓一

多田純一

森田昌伸

メ木佳明

大艸圭馬

中村協二

## 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書案

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、「刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない。」という平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族は、刑事司法の当事者の立場から除外されているなど、長い間、社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、平成12年5月には「犯罪被害者保護関連二法」が制定されるなど一定の前進は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置についてはいまだに不十分なものである。

治安が悪化し、国民の日常生活における安心と安全が脅かされている現状にあって、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めることが正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、被害者を総合的に支援する制度等の確立が急務となっている。

よって、国においては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、次の事項について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

### 記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

## 犯罪被害者の権利の確立を求める意見書

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いである。しかしながら、近年、様々な犯罪が跡を絶たず、それに巻き込まれた犯罪被害者の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会を実現しなければならない。

このような考え方のもと、本年12月1日、犯罪被害者等基本法が国会で可決成立し、犯罪被害者の権利の確立に向けた大きな一歩が踏み出された。この法律に基づき、犯罪被害者のための施策が総合的かつ計画的に推進されることとなるが、犯罪被害者の刑事裁判への関与、損害賠償請求訴訟に要する費用と労力の問題など、今後改革を具体化していくなければならない課題も残されている。

よって、国におかれでは、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者の権利が保障されるようにするため、下記の措置を講ずることを強く要望する。

### 記

- 1 刑事裁判において犯罪被害者が犯罪事実の申立て、被告人への質問等ができる訴訟参加制度を創設すること。
- 2 民事裁判によって損害賠償請求を行うに当たっての犯罪被害者の負担の軽減が図られるよう、刑事裁判の中で損害賠償請求ができる付帯私訴の制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

鳥取県議会

内閣総理大臣  
法務大臣  
国家公安委員長  
警察庁長官  
衆議院議長  
参議院議長

様

議員提出議案第9号

犯罪被害者の権利の確立を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成16年12月17日

廣田 喜代治

鉄永 幸紀

伊藤 保

湯原俊二

石黒 豊

藤井省三

山根 英明

伊藤 美都夫

小玉 正猛

小谷 茂

島議第981号  
平成17年3月16日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

幹事会員 林 良平 様

島根県議会議長 宮 隅

陳情の審査結果について（通知）



平成16年11月12日に受理した陳情については、所管の常任委員会において審査した結果、別紙のとおりとなりましたのでお知らせします。

そのほかの陳情者へは貴職からその旨を御連絡願いします。

担当:議事調査課 福代  
TEL:0852-22-6408  
FAX:0852-22-5273